

令和4年12月9日
島根県中学校体育連盟
会長 安達 正治

島根県中学校体育連盟主催大会への地域スポーツ団体等の参加資格について

日本中学校体育連盟から11月14日付で「全国中学校体育大会への地域スポーツ団体等の参加資格の特例について」の文書が発出され、令和5年度から地域スポーツ団体等の大会参加が認められることとなりました。これに準じて、中国中学校体育連盟も中国中学校選手権大会への大会参加について同様の決定をしました。

これを受けて島根県中学校体育連盟でも、地域スポーツ団体等が島根県中学校体育連盟主催大会に参加することを下記により認めることとしました。

記

島根県中学校体育連盟内規事項の全般事項に【別掲】『全国中学校体育大会開催基準 9 引率・監督「参加資格の特例」』の項を準用し、島根県中学校体育連盟及び該当の市郡中学校体育連盟が認めた場合において大会に参加できるものとする。

◎地域スポーツ団体等に所属する中学生

- (1) 地域スポーツ団体等に所属し、島根県中学校体育連盟または中国中学校体育連盟の予選会に参加を認められた生徒であること。
- (2) 島根県中学校体育連盟主催大会に参加を希望する地域スポーツ団体等は以下の条件を具備すること。
 - ① 島根県中学校体育連盟主催大会の参加を認める条件
 - ア 島根県中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
 - イ 生徒の年令及び修業年限が我が国の中学校と一致している（島根県の中学校等に在籍している生徒であること）。
 - ウ 地域スポーツ団体等にあつては、日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者の指導のもとに適切に行われていること。
 - エ 『運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン』（平成30年3月スポーツ庁発出）の「2 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進、3 適切な休養日等の設定」を遵守していること。
 - オ 当該競技を管轄する中央競技団体もしくは島根県競技団体に登録されていること。かつ、同じ内容で島根県中学校体育連盟に参加資格が認定されていること。
 - カ 島根県における予選会となる全ての大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。
 - キ 地域スポーツ団体等で島根県中学校体育連盟主催大会に参加する場合、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。
 - ② 島根県中体連主催大会に参加した場合に守るべき条件
 - ア 島根県中学校体育連盟内規事項及び申合せ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
 - イ 島根県中学校体育連盟主催大会参加に際して、地域スポーツ団体等においては、責任ある代表者・指導者が生徒を引率すること（引率細則は適用する）。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に加入するな

どして、万全の事故対策を立てておくこと。

ウ 島根県中学校体育連盟主催大会開催に要する経費については、必要に応じて、応分の負担をすること。

エ 団体競技における地域スポーツ団体名での出場は1チームのみとする（複数のチームの参加はできない）。

③ 参加を認めない場合

ア 島根県中学校体育連盟主催大会参加申込みに際して、参加条件に虚偽の内容が判明した場合は参加を認めない。

※1 この特例は、令和5年4月1日より適用する。

※2 この特例は、競技部ごとに大会参加に関する細則を加えることができる。

※3 この特例は、今後も検討を続けていく。